

## ジュニア審判員講習会実施要領

静岡県ソフトテニス連盟  
審判委員会

中学生のジュニア審判資格取得は、おかげさまで 2018.12.12 現在約70%の取得をいただいております。（3年生約76%、2年生約74%、1年生約57%）ソフトテニスには、プレーヤーが審判を行うことを原則としており、マナーの面でも審判資格取得は重要であると考えております。ご存じのとおり、県連盟主催大会への参加はジュニア審判資格を必須とさせていただきますが、今後は全会員の資格取得を目指していきたく存じます。

### 1. 講習会の主管は、各地区協会または中体連支部、県小学生部会とする。

なお、各地区中体連及び小学生部会と、日程、会場、講師等調整するものとする。

### 2. ジュニア審判講習会の準備、実施要領

- ① 参加人数の確認…受講者は、原則として20人以上とする。
- ② 会場の手配
- ③ 講師および補助員の依頼…講師（1級審判またはマスターレフェリー）がいない協会については、事務局へ派遣依頼する。（日程調整が必要）
- ④ 審判委員会事務局へ参加人数の連絡

審判委員会事務局よりジュニア審判マニュアルを送付。

事務局 〒422-8034 静岡市駿河区高松 1911-1

静岡県ソフトテニス連盟 TEL 054-374-0704

FAX 054-374-0806

shizusta@na.commufa.jp

- ⑤ 受講者受付用名簿の作成（ジュニア審判認定申請書を利用）
  - ⑥ 試験問題と間違いやすい判定及びコールの印刷（コピー）  
（試験問題等は、従来のものご使用ください。変更・追加があれば、別途ご連絡いたします。）
  - ⑦ 受講料500円、認定料1,000円を徴収
  - ⑧ 講習の実施
  - ⑨ ジュニア審判認定申請書に必要事項を記入し、事務局へメールにて送付  
メールアドレス shizusta@na.commufa.jp
  - ⑩ 受講者より徴収した認定料1,000円/人を県連事務局口座に振込む  
ゆうちょ銀行振替 口座番号 00810-8-116011  
口座名義 静岡県ソフトテニス連盟
- 認定事務終了後、審判事務局より「ワッペン」・「認定証」をお送りします。
- 受講者があらかじめ確定していれば、「ワッペン」・「認定証」先に発送することも可能。

### 3. 講習会に掛かる費用は、主管団体が受講料500円で賄うこととする。なお、剰余金が生じた時は主管団体の収入とする。なお、年間を通して不足が生じた場合は、県連と調整する。

- ・講師への謝礼 1日…10,000円
- ・受付等の事務手続きについては、極力、講師が兼ねるものとするが、受講者が多い場合は、事務補助員を依頼する。 謝礼 1日…3,000円
- ・講師・事務補助員の交通費は県連規定により、自宅からの鉄道運賃を支給する。
- ・講師・事務補助員の昼食は主管団体で用意する。